

泰阜村ふるさと思いやり基金条例

泰阜村は、明治八年行政村として誕生以来、耕地の少ない山村で貧困と戦いながら、先人の努力で自然豊かな郷土を守ってきた。厳しい自然環境の中で醸成された村民の自主自立の精神により、これからも不断の努力を重ね個性ある山村として発展していくことを目標とする。

その実現のためにも、また、これからの新しい時代に対応し活力ある郷土を創造するためにも、村民はもとより泰阜村を愛する人々による、寄附を通じた新たな住民参加型の地方自治を構築する。

これからは寄附者も村民と協働して心のふるさと「泰阜」の自治の担い手として積極的に村づくりに参加できるよう、ここに泰阜村ふるさと思いやり基金条例を制定する。

(目的及び設置)

第1条 寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力ある安心のむらづくりを推進するため、泰阜村ふるさと思いやり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(寄附金の使途指定等)

第3条 寄附者は、自らの寄附金を村長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、村長が前項の寄附金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 村長は、基金の積立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第5条 基金は、第1条に掲げる目的のため、村長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に

限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第7条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。